

第八 回

参第一六号

民法及び戸籍法の一部を改正する法律（案）

（民法の一部改正）

第一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八百十六条に次の一項を加える。

前項の規定によって縁組前の氏に復した養子が成年に達しているときは、その者は、離縁の日から3箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離縁の際に称していた氏を称することができる。

第八百八十九条を次のように改める。

第八百八十九条 被相続人の直系尊属は、第八百八十七条の規定によつて相続人となるべき者がいない場合には、相続人となる。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先順位とする。

第八百九十条の次に次の一条を加える。

第八百九十条の二 被相続人の兄弟姉妹は、第八百八十七条及び前二条の規定によつて相続人となるべき者がいない場合には、相続人となる。

第八百八十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「子の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一」を「子の相続分及び配偶者の相続分は、各々二分の一」に改め、同条第二号中「配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各々二分の一」を「配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一」に改め、同条第三号を削り、同条第四号ただし書中「但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし」を「ただし」に改め、同号を同条第三号とする。

第九百一条第二項中「第八百八十九条第二項」を「第八百九十条の二第二項」に改める。

第九百六条に次の後段を加える。

この場合において、被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした相続人があり、相続分に従つて遺産の分割をすると衡平を失する結果となるときは、その相続人の寄与の程度その他の事情を考慮して、その相続人の分割によつて取得すべき財産を増加させることができる。

（戸籍法の一部改正）

第二条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「含む。」の下に「又は同法第八百十六条第二項（同法第八百八条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「離婚又は婚姻の取消しの際に称していた氏」を「離婚若しくは婚姻の取消しの際に称していた氏又は離縁若しくは縁組の取消しの際に称していた氏」に改める。

第四章第四節中第六十九条の次に次の一条を加える。

第六十九条の二 第七十七条の二の規定は、民法第八百八条第二項において準用する同法第八百十六條第二項の規定によつて縁組の取消しの際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。

第四章第五節中第七十三条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二 第七十七条の二の規定は、民法第八百十六條第二項の規定によつて離縁の際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(民法の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この法律の施行前三月以内に離縁し、又は縁組が取り消された場合における第一条の規定による改正後の民法第八百十六條第二項（同法第八百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第八百十六條第二項中「離縁の日から三箇月以内」とあるのは、「民法及び戸籍法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第 号）の施行の日から三箇月以内」とする。
- 3 この法律の施行前に相続の開始があつた場合における遺産の分割については、第一条の規定による改正後の民法第九百六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

配偶者の相続分を引き上げ、遺産分割の際に特別寄与分を考慮することができるようにすること等により、実質的に妻の相続上の地位を高め、相続における具体的衡平を図る等相続制度を改善するとともに、先般の離婚復氏制度の改善に準じて離縁復氏制度を改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。